

「茅野市子育てハンドブック」協働発行业者募集要項

「茅野市子育てハンドブック」協働発行业者に係る公募型プロポーザルの参加を、下記のとおり募集します。

記

1 目的

市民の子育てに対する負担や不安、孤立感を少しでも和らげることができるよう、子育て支援サービスの内容や相談の窓口など、役立つ情報、及び地域を挙げて子育てを応援したい企業などの広告（以下「広告」という。）を加えた市民向け情報冊子「茅野市子育てハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を、茅野市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

2 業務概要

- (1) 業務名 「茅野市子育てハンドブック（令和6、7年度版）」協働発行业業
- (2) 業務内容 別紙「茅野市子育てハンドブック」仕様書のとおり

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 契約時までに市製造の請負・物件供給等入札参加資格者名簿に登録されているとのこと
- (3) 市指名停止規程に基づく指名停止を受けている期間中でないこと
- (4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生法に基づく再生計画の許可決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）
- (7) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (8) 行政指導を受け、又は行政指導に対する改善がなされていない者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協働発行することが適当でないと市長が認める者

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和5年1月30日（月）市公式ホームページ、掲示場などに掲載
- (2) 質問書受付期限 令和5年2月9日（木）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限 令和5年2月16日（木）
- (4) プロポーザル参加申請書提出期限 令和5年2月22日（水）午後5時まで
- (5) プロポーザル参加資格審査結果通知書、及びプロポーザル提案書提出依頼通知書による通知 令和5年3月1日（金）付け
- (6) 提案書等提出期限 令和5年3月16日（木）午後5時必着
- (7) プレゼンテーション 令和5年3月22日（水）予定
- (8) 選定結果通知 令和5年4月中旬（予定）
- (9) 協定書の締結 令和5年4月下旬（予定）

6 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和5年1月30日(月)から令和5年2月22日(水)まで
(窓口での配布は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 配布場所

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市 こども部 こども課 こども・家庭相談係
電話 0266-72-2101 (内線 615) Fax 0266-73-9843
※募集要項については、茅野市公式ホームページからもダウンロードできます。
《ホームページ URL》<http://www.city.chino.lg.jp>

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 質問書受付期限

令和5年2月9日(木)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、電子メール又はファックスで行うこと

(3) 質問書に対する回答期限

回答期限: 令和5年2月16日(木)

回答方法: 質問に関する回答は、当該質問を行った参加者のみ電子メール又はファックスで行う。

8 提案者の公募

提案書を提出しようとする者は、プロポーザル参加申請書(様式第2号)の他、次の書類を添えて市長に提出すること

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申請書(様式第2号)
- イ 当該事業と同様の事業実績がわかる資料(見本冊子添付)
- ウ 会社の概要がわかる資料(パンフレットでも可)
- エ 応募事業者の所在市町村の納税証明書(直近の納税状況が確認できるもの)
- オ 応募事業者の法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書
法人の場合「その3の3」、個人の場合「その3の2」様式によるもの。
- カ 法人の場合、登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
個人事業主の場合、住民票
- キ 実績一覧(作成実績のある場合のみ。様式任意。)

なお、提出された書類は、原則返却しないものとする。

(2) 受付期限

令和5年2月22日(水)午後5時必着

(3) 提出場所

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市 こども部 こども課 こども・家庭相談係 宛

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。(郵送の場合は、未着・遅延等が発生した際、原因を問わず市は責任を負わない。)

9 参加資格の審査結果

市長は「8 提案者の公募」に掲げる書類の提出があったときは、審査会に諮り、提案書を提出しようとする者の参加資格を審査した上で、その結果をプロポーザル参加資格審査結果通知書により通知する。

プロポーザル参加資格審査結果通知書にて参加資格を満たす者には、プロポーザル提案書提出依頼通知書により提案書の提出を依頼する。

10 提案書の提出

(1) 提案書に記載すべき事項

提案書は自由様式とする。但し、提案書の用紙サイズは、原則としてA4版とする（図面・証明資料についてはA3版として織り込むことは可）。

ア 協働発行事業についての考え方（取組方針）

イ 制作コンセプト・自社企画の独創性

ウ 業務スケジュール（工程表）

エ 配布方法及び未配布の要請対応

オ ガイドブックの見本

（ア）表紙見本

（イ）子育てマップ部分 2ページ（見開き1ページ）

（ウ）子育て情報部分 2ページ（見開き1ページ）

※茅野市公式ホームページ及び任意に収集した情報により作成してください。

カ 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）

キ 実施体制

ク その他事業者からの独自提案

(2) 提出部数

正本1部・副本9部

(3) 応募受付期限

令和5年3月16日（木）午後5時必着

(4) 提出場所

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市 こども部 こども課 こども・家庭相談係 宛

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。（郵送の場合は、未着・遅延等が発生した際、原因を問わず市は責任を負わない。）

(6) その他

ア 原則、資料の差し替え・修正は認めないこととする。

イ 受理した提案書は、選定結果にかかわらず返却しない。

ウ 提出された提案書の内容について市から問い合わせる場合がある。

エ 提案書の作成等に要する全ての費用は提出者の負担とする。

11 辞退届

本プロポーザルに参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出することとする。

1 2 契約候補者特定の方法

提出された提案書を基に、下記により「茅野市子育てハンドブック」協働発行业者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価し、最高得点の者を契約候補者とする。

(1) 評価の項目

| 評価項目 | 内容 | 評価配分 |
|-------------------------|--|-------|
| 事業者の業務実施にあたっての組織・体制について | 募集要項に基づき、必要となる要員、役割、組織等を記載する | 25/60 |
| 事業の取組み方針について | 業務の目的及び募集要項の内容を踏まえ、本業務に取り組むにあたっての考え方や心構え等について記載する | |
| 役割分担について | 本業務の実施にあたり、本市と提案業者の役割分担を明確に記載する | |
| 業務スケジュールについて | 業務実施に当たってのスケジュールを記載する | |
| 類似事業の実績について | 過去の類似する冊子の協働発行业務の実績を記載する | |
| 全体構成について | ・募集要項等に基づき、ハンドブックのレイアウト、デザイン、冊子規格等を記載する ・行政情報や広告の配置等掲載内容を記載する | 25/60 |
| 紙質・紙厚・紙色について | 紙質・紙厚・紙色を記載する | |
| 制作コンセプト・企画について | ハンドブック発行にあたっての独自提案があれば記載する | |
| 広告募集について | 広告募集の方法と広告主の見込数を記載する | 10/60 |
| 問合せ対応について | 広告主や市民からの問合せ、苦情などへの対応方法を記載する | |

(2) 審査方法

- ア 委員会において提案書による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行うこととする。
- イ プレゼンテーションでは、提案書の内容を審査員に説明し、質疑を行う。
- ウ プレゼンテーションの時間、場所等の詳細については、該当申請者に対して書面で通知する。1事業者につき、プレゼンテーション10分、質疑応答10分の計20分を予定。
- エ 審査結果は、提案書を提出した応募事業者全員に対して通知する。
- オ 選定結果は公表しない。また、選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。（ふさわしい提案応募がない場合は、選定者なしとする場合がある。）

(3) 提案の失格

- ア 虚偽の内容が記載されたとき
- イ 本要項に定められた以外の方法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき
- ウ 提案者が他の提案の代理を行ったとき
- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき
- オ 本仕様書に違反する提案を行ったとき

1 3 契約

委員会による審査において選定された事業者は、市による最終決定の後、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行う。但し、契約締結時までに参加資格に該当しなくなった場合は契約しないこととし、この場合、市は一切の損害賠償を負わない。

1 4 担当部署（問合せ先）

〒391-8501

長野県茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市 こども部 こども課 こども・家庭相談係

担当：伊藤 浩志

電話：0266-72-2101（内線 615）

FAX：0266-73-9843

E-mail：kodomoka@city.chino.lg.jp